



# 令和7年度川崎市包括外部監査 の結果報告書（概要版）

令和 8 年 2 月

川崎市包括外部監査人 松原 創

# 目次

---

	Page
1 令和7年度の包括外部監査の概要	2
2 令和7年度の監査結果の総括	8
3 事務の改善にあたっての留意事項	31
4 最後に	34

# 1 令和7年度の包括外部監査の概要

---

## ■選定した特定の事件

公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公益財団  
法人川崎市公園緑地協会の出納その他の事務の執行について

選定理由は報告書2~5ページ

## ■監査対象期間

令和6年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和7年度

## ■監査対象部局等名

### (1) 建設緑政局

#### ① 緑政部に属する次の課等

みどりの管理課、みどり・多摩川事業推進課、みどりの保全整備課、霊園事務所、夢見ヶ崎動物公園、生田緑地整備事務所

#### ② グリーンコミュニティ推進室

#### ③ 富士見・等々力再編整備室

#### ④ 緑化フェア推進室

### (2) 川崎区役所道路公園センター

### (3) 幸区役所道路公園センター

### (4) 中原区役所道路公園センター

### (5) 高津区役所道路公園センター

### (6) 宮前区役所道路公園センター

### (7) 多摩区役所道路公園センター

### (8) 麻生区役所道路公園センター

### (9) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

## ■監査実施期間

令和7年6月27日から令和8年1月31日まで

## ■包括外部監査人

氏名	資格
松原 創	公認会計士

## ■外部監査の補助者

氏名	資格	備考
草薙 信久	公認会計士	実証手続実施
柳原 翼	公認会計士	実証手続実施
岡田 裕人	公認会計士	実証手続実施
田村 奈央子	公認会計士	実証手続実施
名手 芳隆	公認会計士	実証手続実施
井之下 健	公認会計士	実証手続実施
三田 浩史	公認会計士	実証手続実施
豊田 泰士	弁護士	実証手続実施
川口 明浩	公認会計士	品質管理担当

## ■監査の視点

- ① 公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行が、**関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうか**について、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- ② 公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、公園緑地等の整備・維持管理等に関する計画で掲げられている目標等を達成するために**効果的に実施されているかどうか**について、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- ③ 公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行が、**経済性・効率性・公平性等の面でも改善の余地がないかどうか**について、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。

### 【監査における3E+aの視点】

経済性  
Economy

一定の成果を最小のコストで挙げられているか？

効率性  
Efficiency

一定のコストの上で最大の成果が挙げられているか？

有効性  
Effectiveness

事務事業の目的に合致した成果が挙げられているか？



公平性  
Equity

市民が行政サービスを利用する機会や条件に偏りはないか？

etc.

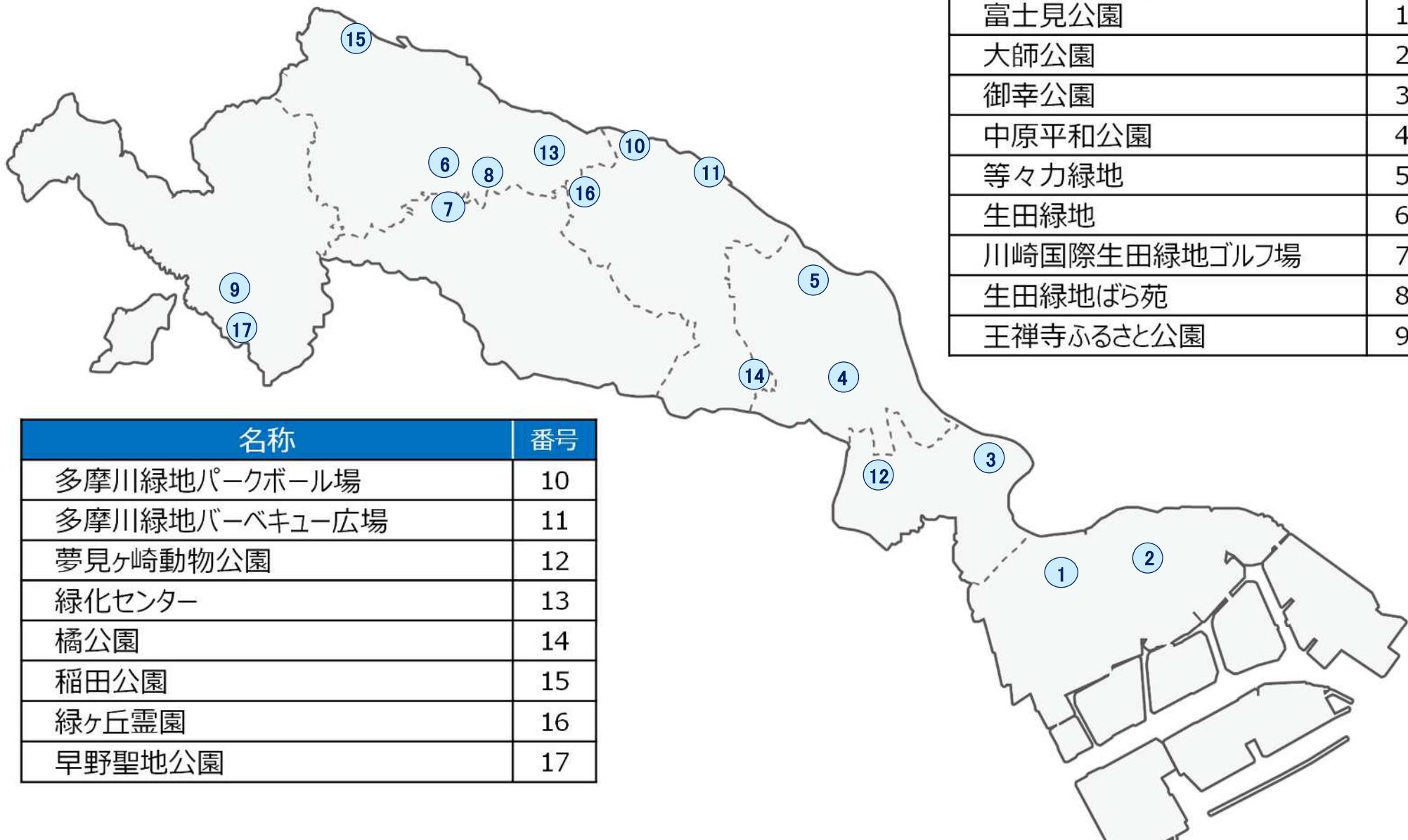
## ■主な監査手続等

- ① 公園緑地等の整備・維持管理等に関する事業に係る予算・決算の状況等について、各所管課等から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を、閲覧・分析することで、当該事務の執行が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうか確認した。
- ② 公園緑地等の整備・維持管理等に関する事業に係る財務事務の執行について、経済性・効率性・公平性等の面からの検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについての質問及び資料の閲覧・分析を行った。その過程で、事務の執行等の詳細を把握し、各所管課等の内部統制の状況を把握し、問題点の抽出及び検証を実施した。

さらに

監査の実施過程において、川崎市内の主な公園緑地等を**現場往査**し、事業の執行状況等を実地で把握した。

## ■現場往査の対象とした公園緑地等



## 2 令和7年度の監査結果の総括

---

### ■ 監査の結果

監査の結果として、指摘事項は43件、意見は125件であった。

項目	指摘	意見
I 公園緑地事業の監査結果について	34	111
II 霊園事業の監査結果について	4	6
III 公益財団法人川崎市公園緑地協会の監査結果について	5	8
合 計	<b>43</b>	<b>125</b>

全ての指摘及び意見の内容については、**外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、今後の措置の実施についての理解を共有したもの**である

### ■結果区分の説明

指摘

監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不當であると考えられる場合に**合規性違反又はそれに準ずるもの**として監査結果報告書に記載しなければならないもの

改善措置を  
厳格に求める

意見

当該財務事務等が合規性違反又はそれに準ずるものではないが、**経済性・効率性又は有効性等の面で改善の余地が大きい**場合に、監査結果報告書に記載することができるもの

改善措置を  
求める

### ■財産管理について① – 備品管理

財産管理についての問題は包括外部監査の典型論点であり、程度の差はあるものの、どこの団体でどのような事業をテーマにしても必ずといっていいほど指摘・意見が出てくる項目である。の中でも、**備品の管理に係る問題が件数としては圧倒的に多い**。具体的には、台帳に登載されている備品が実在しない、又は明らかに使用不能な状態で放置されているといった問題や、逆に、現に実在し使用している備品が台帳に登載されていないといった問題が挙げられる。

川崎市では、備品の金額基準が2万円と少額であることにも起因して、**市所管課が備品として台帳に登載し管理すべき物品の数が膨大になっているという現実がある**。合規性の監査をする以上、現在の川崎市の物品会計規則に準拠していない事務を発見した場合には指摘せざるを得ないが、一方で、費用対効果の観点からは、現在の川崎市の物品会計規則に基づく事務手続を継続することについて違和感を覚えたことも否めない。**規則に基づく所定の台帳管理を徹底することが、現場での備品管理の効率化に資することなく、職員の負担を増すばかりであるとすれば、制度の見直しを検討することも必要なのではないかと考えられる。**

## 2 令和7年度の監査結果の総括

### ■ 備品管理に関する指摘の事例

#### 台帳の不整合の問題

- 実際に使用している備品が台帳に登載されていない事例  
例…中原平和公園野外音楽堂のピアノ 【報告書99ページ】他
- 台帳に登載されている備品が実在しないor所在不明である事例  
例…等々力緑地の備品全般 【報告書118ページ】



#### 現物の維持管理の問題

- 台帳に登載されている備品が実際に使用されておらず、使用できないor使用できるかどうか不明な状態である事例  
例…市営霊園のシニアカー 【報告書349ページ】他
- 故障品の取扱いが不適切である事例  
例…大師公園のエンジン刈払機 【報告書68ページ】他
- 来歴が不明な備品が放置されている事例  
例…生田緑地の来場者数カウント機器 【報告書156ページ】



### ■財産管理について② – 公有財産管理

一方で、公園内に設置されている建物についても、現物と公有財産台帳の不整合が散見されたことについては特徴的である。この背景には、公有財産台帳を管理しているのが、現場に近い道路公園センターではなく、本庁のみどりの管理課であるという組織間の職務分掌の問題があり、かつ、みどりの管理課と道路公園センターの連携が不足していることに原因があった。

台帳管理に限った話ではないが、**制度を所管する本庁の職員と現場に近い機関の職員との間の連携は非常に重要**である。今後はこれまで以上に組織間の緊密な連携を図るよう要望する。

- 【大師公園】 公有財産の管理について（指摘・意見） 【報告書66ページ】
- 【王禅寺ふるさと公園】 公有財産台帳に登載されていない建築物について（指摘） 【報告書212ページ】 他

### ■公有財産管理に関する指摘の事例 – 大師公園の建物

#### 現状・問題点の概要

大師公園の現場往査時に公有財産台帳（建物台帳）と現存する建物を照合したところ、台帳と現物の不整合が発見された  
(台帳に登載されている建物の実在性不明、台帳に登載されていない建物の存在)

#### 問題点の原因

- 公有財産台帳を所管しているのは本庁のみどりの管理課
- 道路公園センターは、現場を把握しているが、通常、公有財産台帳を見る事はない
- みどりの管理課は、通常、現場に赴いて公有財産台帳と現物を照合する事はない

定期的に財産の現況を調査し、公有財産台帳と照合していれば不整合は適時に発見できたはず  
… 確認体制に改善の余地あり

#### 改善策の概要

みどりの管理課と道路公園センターが連携し、定期的に財産の現況を調査し、公有財産台帳と現物の照合を行うことを要望

### ■許可事務について

公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理したり一定の行為を行う場合には、公園管理者の許可が必要である。しかし、本来許可が必要な施設の設置や行為に対して許可が行われていない事例が散見された。

このような事例を発見するためには、**定期的に現場に赴いて公園の現況を注意深く確認する以外に方法はない**。前述のとおり、制度を所管する本庁の職員と現場に近い機関の職員との間の連携をより緊密にするほか、時には本庁の職員が現場に赴いて実態を観察する機会を設けることも有用であると考えられる。

- 【生田緑地ばら苑】 未許可の募金行為について（指摘） 【報告書203ページ】
- 【稻田公園】 設置許可を受けていない倉庫等について（指摘・意見） 【報告書320ページ】
- 【稻田公園】 稲田児童プールの売店管理に係る許可手続について（指摘） 【報告書332ページ】 他

### ■許可事務に関する指摘の事例 – 稲田公園の倉庫等

#### 現状・問題点の概要

稻田公園への現場往査の際に、必要な設置許可を受けていない倉庫等の存在を確認した  
(稻田少年野球場付近の鍵付きロッカー、稻田公園東地区敷地内の清掃用具ロッカー及びゲートボールクラブ用具保管倉庫)

#### 問題点の原因

- 日常的に公園を使用する市民・団体にとっては、道具の収納が可能な倉庫等を公園に設置したいという需要がある
- 一方で、倉庫等を設置するに当たって公園管理者からの許可を受ける必要があるというルールについては必ずしも十分に認知されていない

未許可の設置物件等が地区公園には常に生じる可能性があるという視点をもって定期的に現地物件を確認していれば適時に発見できたはず … 確認体制に改善の余地あり

#### 改善策の概要

公園内に設置されている物件等について、必要な許可申請が行われているか否か、定期的に現地物件を確認するための業務フローを整備するよう要望

### ■制度・事業のあり方の再考について

制度のあり方については一度決めたら長期間改正がされないことが多い。制度を安定的に運用するためには、頻繁に改正を行うことが必ずしも正しいとは考えていないが、近年は社会環境の変化が目まぐるしいことから、**長期間改正されていない制度が現在の社会環境に適合していない」とがあり得る**。川崎市都市公園条例及び同施行規則に定める許可使用料についても、長期間改正されていないものが多いのが実態である。今回の監査では、行為許可使用料の設定のあり方について見直しを求める意見を出しているが、他の許可使用料の設定のあり方についても見直しの要否を検討する契機としていただきたい。

また、制度が一度導入されると、その効果や運用のあり方について特に検証されることなく、前例踏襲的に続けられることがある。事業についても同様である。今回の監査では、利用が低調な一部の緑化推進事業やゴルフ場で徴収している緑化等協力金について見直しを求める意見を出しているが、長く続いている制度・事業については、それらの実態がそもそも目的・趣旨とかい離していないか、存在意義が失われていないか、改善の余地はないかといった批判的な視点で今一度確認していただきたい。

- 【御幸公園】 行為許可使用料の設定について（意見） 【報告書94ページ】
- 【生田緑地ゴルフ場】 緑化等協力金の現状について（指摘・意見） 【報告書190ページ】 他

### ■制度・事業のあり方の再考を求める意見の事例 – 行為許可使用料

#### 事案の概要

御幸公園の令和6年度及び令和7年度の公園内行為許可申請書を閲覧したところ、次のような写真撮影と動画撮影の許可事例が発見された

目的	日時	参加人員	使用面積	使用料
男性俳優の写真集撮影	令和7年8月6日 午前6時～午前10時	10名	約1,000m <sup>2</sup>	5,090円
健康器具使用動画撮影のため	令和6年12月2日 午前9時～午前10時	8名	16m <sup>2</sup>	10,180円

#### 問題点の概要

現在の施行規則の規定においては、**公園を占有する度合いは相対的に低いものの、動画撮影だからという理由だけで写真撮影の2倍の使用料が徴収される**ようなケースが発生し得るが、そのような使用料の格差の合理性は見出し難い

#### 改善策の概要

- 使用料単位については、使用面積や参加人数といった占有する範囲等を踏まえたものになるよう見直しの余地がある
- 現在は、スマートフォンや小型のビデオカメラ等の設備によって動画の撮影は容易に行えることから、現行の「写真」か「映画」かという使用料区分のあり方についても見直しの余地がある

### ■事業者のモニタリングについて

川崎市では大規模な公園を中心に、指定管理者制度やPark-PFIといった民間活力の導入が図られている。民間のノウハウを活かして、利用者満足度の向上や収益拡大・コスト削減を図るために、事業者に一定の裁量を認めるとともに、市所管課が過度に介入すべきではないと考えられる。一方で、行政の目的から逸脱した事業が行われていないか、サービス品質に問題はないか、報告された収支は適正かといった点について懐疑心をもってモニタリングを行うことは必要である。

特に、収支報告については、その背景の説明が不十分と考えられるものが散見されるが、市所管課は批判的な検証を経ずにそれを受け入れがちであるという問題を認識した。また、一部の現場では、市所管課が指定管理者に対して遠慮しているような空気感を感じ取った。

我々の外部監査とも共通するところではあるが、**批判的に見るからこそ、相手に対して建設的な提案ができる**と考えている。具体例を交えつつ、モニタリングを行う際の視点について提案を行っていることから、今回の監査意見の内容を参考に、事業者に対する今後のモニタリングのあり方について見直しを行うよう要望する。

- 【大師公園】 指定管理者の収支計画・実績に対するモニタリングについて（意見） 【報告書77ページ】
- 【橋公園】 Park-PFI事業の事業収支に関するモニタリングについて（意見） 【報告書307ページ】 他

### ■事業者のモニタリングに関する意見の事例 – 橋公園のPark-PFI事業

事業の概要	<p>橋公園のPark-PFI事業について、事業者の提出した事業計画の令和6年度の計画額と実績額を比較したところ、右表のとおり、駐車場収益、コワーキング事業収益及び人件費について特に計画値とのかい離が大きくなっている。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(単位：千円)</th><th>計画</th><th>実績</th><th>計画比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td><td>2,120</td><td>4,800</td><td>226%</td></tr> <tr> <td>コワーキング事業</td><td>2,880</td><td>598</td><td>21%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5,725</td><td>5,709</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>売上高合計</td><td><b>10,725</b></td><td><b>11,108</b></td><td><b>104%</b></td></tr> <tr> <td>人件費 (売上原価 + 一般管理費)</td><td>3,500</td><td>2,000</td><td>57%</td></tr> </tbody> </table>	(単位：千円)	計画	実績	計画比	駐車場	2,120	4,800	226%	コワーキング事業	2,880	598	21%	その他	5,725	5,709	100%	売上高合計	<b>10,725</b>	<b>11,108</b>	<b>104%</b>	人件費 (売上原価 + 一般管理費)	3,500	2,000	57%
(単位：千円)	計画	実績	計画比																							
駐車場	2,120	4,800	226%																							
コワーキング事業	2,880	598	21%																							
その他	5,725	5,709	100%																							
売上高合計	<b>10,725</b>	<b>11,108</b>	<b>104%</b>																							
人件費 (売上原価 + 一般管理費)	3,500	2,000	57%																							
市所管課による評価	<p>令和6年度は収支が黒字であったこと及び初年度で認知度が発展途上にあることから、今後の認知度上昇に伴う利用者の増加に期待するとのコメントを理由に、三段階の中で最も高い評価を付しているのみであり、計画値との差異についての評価がなされていない。</p>																									
監査人の視点・リスク認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>コワーキング事業の収益が計画の20%に留まっているが、<b>事業計画の前提としているシナリオは崩れていないか</b>。事業に対するニーズを見直し、新たな施策を講じる必要はないか。</li> <li>人件費が大幅に減少しているが、Park-PFI事業に対する人件費の配賦は適切に行われているか。仮に事業者が人件費について何らかの調整を行うことでPark-PFI事業の人件費を計画よりも少なく計上しているとすれば、<b>収支報告書には表れない隠れたコスト</b>を事業者が抱えており、<b>Park-PFI事業の継続性に疑惑が生じる可能性</b>はないか。</li> </ul>																									

### ■収益化・コスト削減について①

公園利用者は普段あまり意識することはないかもしれないが、公園の維持管理にかかる財政的負担は大きいものである。一方で、公園の維持管理に割くことのできる財源は限られていることから、**公園の維持管理を持続可能なものとするためには、コスト削減にとどまらず、収益化の取組が欠かせないと**考えるべきである。例えば、多くの人が集い憩う公園であれば、Park-PFI制度の導入によって利用者満足度の向上と収益化の両立の可能性を模索することが考えられるが、それ以外にも、単なるオープンスペースの域を超えた付加価値をもつ公園緑地であれば、収益化の機会は存在すると考えられる。

今回の監査で、川崎市内の公園緑地に足を運び、実態を見て、職員と対話することによって、それらの公園緑地がもつ「ポテンシャル」を感じた。だからこそ、現状はそのポテンシャルを「経営的な視点」から活かしきれていない点で問題であるという認識を持った。

今回の監査意見では、ポテンシャルの高い公園の事例として、大師公園についてPark-PFI制度の導入可能性の検討を提案したり、夢見ヶ崎動物公園について数々の収益化・コスト削減の施策を提案している。

- 【大師公園】 Park-PFI制度の導入可能性の検討について（意見） 【報告書83ページ】
- 【夢見ヶ崎動物公園】 持続的運営に向けた新たな財源確保に向けた取組について（意見） 【報告書280ページ】

### ■収益化・コスト削減に関する提案の事例 – 夢見ヶ崎動物公園の財源確保策

#### 駐車場の有料化

動物公園の駐車場（常設25台）は無料で運営されているが、行楽期には混雑や待機列が生じており、**公平性確保・混雑対策・管理コスト補填の観点から有料化の必要性が認められる。**

混雑対策と財源確保を兼ねた政策として合理性が高いにもかかわらず、制度設計が遅れている点は、財源確保策として**機会損失が生じている。**

#### 遺贈寄附の活用

遺贈寄附は**中長期的な寄附獲得源として重要である**が、園独自の取組が整備されておらず、制度の潜在的効果が発揮されていない。

動物公園周辺には介護施設や学校などが多く、地域住民にとって親近性の高い環境にあるが、今後は、動物公園の魅力をさらに増進し、近隣介護施設等の利用者のみならず来園者に動物公園への遺贈を検討いただけるよう努めることが望まれる。

#### 園内有価物の活用

ホンシュウジカの雄の角は毎年生え変わり、**安定的に発生する貴重な資源**であるにもかかわらず、現状では廃棄されており収益化されていない。

活用案としては、角の販売（来園者向け）、クラウドファンディングの返礼品、加工品の製作などが考えられるが、**毎年発生する有価物を活用できていないことは、収益機会を逸している状況**であり、新たな歳入源として検討を進めることが望まれる。

#### 物品寄附制度の確立

他都市の動物園では、**Amazonほしい物リストを活用して餌、消耗品、設備改善等を寄附で賄う制度**が確立されつつあるが、動物公園では未導入であり、寄附者と動物園をつなぐ仕組みが不足している。

**導入コストが低く、市民参加・寄附増加効果が期待できる制度の未活用は、財源確保策として改善余地が大きい**ことから、新たな歳入源として検討を進めることが望まれる。

### ■収益化・コスト削減について②

また、駐車場は公園における収益施設の代表格であるが、料金収入を公園の維持管理に充てるために、積極的に収益拡大を求める意見を出している。例えば、駐車場を無料としている夢見ヶ崎動物公園については有料化の提案をしているほか、等々力緑地については、イベント時の待機車列の解消と収益拡大の両立を狙いとした特定日料金制の導入を提案している。

さらに、財政状態が厳しい公園緑地協会に対しては、財産の効率的運用によって収益拡大を図るための具体的かつ実践可能な提案を行っている。

- 【等々力緑地】 駐車場の待機列解消施策と料金体系のあり方について（意見） 【報告書137ページ】
- 【公園緑地協会】 財産の運用方法について（意見） 【報告書369ページ】

## ■収益拡大策の提案の事例 – 公園緑地協会の財産運用

科目	資産運用の状況（残高はR7.3末）		想定金利	想定年間金利収入	
	現在	改善案		現在	改善案
基本財産	定期預金（1年） 131,000	社債（10年） 131,000	0.275% 2.000%	360	2,620
退職給付引当資産	普通預金 65,678	普通預金 地方債（5年） 15,678 50,000	0.200% 0.200% 1.343%	131 31 672	
特定費用準備資金	普通預金 160,000	普通預金 定期預金（1年） 定期預金（2年） 定期預金（3年） 定期預金（4年） 地方債（5年） 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 60,000	0.200% 0.275% 0.325% 0.350% 0.375% 1.343%	320 40 55 65 70 75 806	
その他の固定資産	定期預金（1年） 30,000	地方債（5年） 30,000	0.275% 1.343%	83 403	
				894	<b>4,837</b>

資金の運用方法を見直すことによって**年間4百万円近くの収益改善を見込むことができる**ため、現状の定期預金だけの資金運用からの脱却を提案

### ■施設の有効利用について

利用が低調な施設については、特に修繕や維持管理の取扱いが問題になる。利用が低調な施設に対して多額の修繕支出を行うためには、市民や関係者の合意を取り付けるための困難が伴う。しかし、修繕を行わなければ美観を損なうことに加え、機能維持も難しくなることが考えられる。したがって、施設の稼働率を高めることは施設の維持管理のために非常に重要である。

そこで、利用が低調な施設の稼働率を高めるための方策として、**利用方法の多様化**が考えられる。

富士見公園の相撲場や生田緑地の枡形山展望台能舞台は、稼働率が低いが、その原因として、施設の本来の目的である相撲や能楽を行う人の数自体が少ないという問題がある。そのような場合、**本来の使用方法だけで稼働率を高めることは限界がある**ため、従来の発想を変えて多様な利用方法を考案し、積極的に市民に提案することで施設の利用促進を図ることが求められる。

- 【富士見公園】 相撲場の状況について（意見） 【報告書52ページ】
- 【生田緑地】 枝形山展望台能舞台の状況と多様な方法による利活用の促進について（意見） 【報告書169ページ】

### ■施設の有効利用に関する意見の事例 – 枇形山展望台能舞台の利活用促進策

能舞台の床板の剥離が長期間放置されている

問題点



なぜ

能舞台の床板の修繕の必要性が認識されていない、優先度が低い

問題点の原因

能舞台が利用される機会が非常に少ない、利活用が進んでいない

改善策

まず改善すべき課題

能楽以外の多様な利活用の方法を利用者に向けて積極的に提案すべき

例…音楽イベント

なぜ

そもそも能楽を行う人の数自体が少ない

### ■公園の安全性確保や機能維持・美観維持等について①

基本的には、直営の公園であれば道路公園センターの職員が、指定管理者制度を導入している公園であれば指定管理者職員が、それぞれの専門的な視点で定期的に点検を行い、公園内の安全確保や美観維持に努めている。そのこと自体を問題視するものではない。

しかし、日常的に公園を利用する人々は幼い子どもであったり、高齢者であったり、障害者であったり、多種多様である。当然、彼ら彼女らの行動のパターンも多種多様である。そのため、**道路公園センターの職員や指定管理者職員の視点では認識し得ない安全性のリスクというものが存在する**と考えている。実際に現場往査の最中にも、高齢者の公園利用者から、公園の段差について職員が特に問題視していなかった危険性を伝えられる場面に遭遇した。

そこで、市所管課の職員が、地域の幼い子どもをもつ母親や高齢者等と一緒に公園内を歩き回り、得られた気づきを共有してもらうような機会を定期的に設ける取組の提案をしている。

- 【中原平和公園】 出入口階段の転倒リスクについて（意見） 【報告書102ページ】
- 【稻田公園】 公園内の危険箇所の点検と注意喚起について（意見） 【報告書324ページ】 他

### ■多様な視点による公園点検に関する意見の事例 – 稲田公園の危険箇所

#### 現状・問題点の概要

通常の利用者にとっては立ち入る用事はないと考えられるものの、例えば、子どもたちが興味本位で立ち入るようなことは十分に想定できる場所に危険箇所があったが、市所管課による点検の認識外であり、コーンを立てる等危険性を警告する等の特段の配慮がなかった

#### 問題点の原因

職員の行動範囲での職員の目線による点検の限界

**幼い子どもや高齢者、障害者といった多様な市民にとっては、危険性もまた多様なもの**

公園内に潜んでいる可能性のある多様な危険性を、可能な限り網羅的に把握するためには、幼い子どもや高齢者、障害者本人やこれらの人たちの一番近くにいる母親や介助者といった**職員とは異なる多様な市民の目線を公園内の点検に取り入れる工夫**が必要

#### 改善策の概要

公園内の危険箇所の点検に当たっては、より能動的に多様な市民の目線を取り入れる工夫を図るよう要望

例…市所管課の職員が、地域の幼い子どもをもつ母親や高齢者と一緒に公園内を歩き回り、得られた気づきを共有してもらうような機会を設けるといった取組

### ■公園の安全性確保や機能維持・美観維持等について②

また、現場往査をしている中で、老朽化した公園施設をいくつも目にした。雨漏りで天井の一部が腐食している管理棟、汚れや破損により事実上機能していない遊具やベンチ、内容が視認できない看板、故障した後長期間修繕されていない設備等である。確かに予算が限られている中、全ての問題に対応することは難しいことは理解できる。しかし、**将来の再編整備への過度な期待から、現状の課題の解決を先送りする姿勢があるとすれば、それは改める必要がある。**

市所管課によれば、バリアフリー対応のための工事や、ユニバーサルデザイン対応のための工事というものは計画しておらず、将来的に公園を再編整備する際にバリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設計にする方針である。しかし、実際に再編整備が予定されている公園は少ない。公園施設の機能回復や美観維持のためには、将来に期待するのではなく、今から、限られた予算の中でも効果的な修繕を行う創意工夫が市職員には求められる。

- 【夢見ヶ崎動物公園】 園内の施設改修及び更新の遅れについて（意見） 【報告書264ページ】
- 【緑化センター】 管理棟天井の修繕計画について（意見） 【報告書300ページ】
- 【中原平和公園】 公園のバリアフリー対応について（意見） 【報告書104ページ】 他

## 2 令和7年度の監査結果の総括

### ■老朽化した施設・設備の状況の例



### 3 事務の改善にあたっての留意事項

---

#### ■ 監査人からの要望

実際に改善措置を検討する際には、監査報告書に記載した内容を参考にしつつも、被監査側である市所管課において改めて指摘事項の発生の**原因分析を主体的に実施し、問題点の根本的な改善に効果があると考えられる具体的な改善策**を検討し、創意工夫しながら実際の事務に適用することを要望する。

「なぜ」の  
深掘りを！

監査報告書における指摘・意見については、直接の監査対象課が措置を実施したらそれで終わりにするのではなく、**今回監査対象とならなかった部門に対しても**、監査報告書の熟読を促し、自らの**事務処理を見直す契機**としてもらうよう要望する。

「もぐら叩き」からの  
脱却を！

#### ■「なぜ」の深掘り – 本来解決すべき組織の問題に迫る原因分析の例

自転車駐車場の占用許可使用料の算定を誤っていた

事務ミス

なぜ 起こった？

算定基礎となる台帳価額が更新されていたが、前年度と同じ方法で算定してしまったため

事務ミスの原因

なぜ 防げなかった？

（みどりの管理課が文書により注意喚起を行っていたが、）道路公園センター担当者の注意が不足していた

属人的な問題

対応策

担当者の注意を徹底させる



なぜ 見つからなかった？

道路公園センター内におけるチェックが機能しなかった

注意喚起を行っているみどりの管理課がチェックを行うという体制が整備されていなかった

組織の仕組みの問題

第三者的な視点でチェックを行う体制を整備する



## 4 最後に

---

## 4 最後に

### ■ みどりのKAWASAKI宣言～100年先の未来への誓い～（抜粋）

I 多摩川や丘陵地など、貴重な自然を保全・活用するとともに、まちなかにおいても、自然とふれあう、つながりのあるみどりを生み出すなど、生物多様性の豊かなまちづくりを進めます



I 川崎らしい歴史・文化を未来につなげる魅力的なみどりの拠点づくりを進めるとともに、市民や企業など多くの皆様とグリーンコミュニティを育て、未来につなぎます



I 身近な地域から地球規模にわたる様々な環境問題、社会課題の解決に向けて、みどりが持つ価値と川崎が誇る多様なポテンシャルを掛け合わせ、人と自然が共生する幸福な社会の実現を目指します

